

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月28日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防本部に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防長及び消防次長)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 消防長は<u>消防監</u>を、消防次長は、<u>消防司令長</u>をもつて充てる。</p> <p>(課、室及び係の設置並びに分掌事務)</p> <p>第4条 消防本部に、次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指令室 指令第1係、<u>指令第2係</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指令室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>非常召集計画</u>に関すること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>(課長、室長、課長補佐、室長補佐、係長及び主任)</p> <p>第6条 課に課長及び課長補佐、室に室長及び室長補佐、係に係長及び主任を置く。</p> <p>2 課長等は、<u>消防司令以上の者若しくは職員</u>をもつて充てる。</p>	<p>(消防長及び消防次長)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 消防長は<u>消防監の者</u>を、消防次長は<u>消防司令長の者</u>をもつて充てる。</p> <p>(課、室及び係の設置並びに分掌事務)</p> <p>第4条 消防本部に、次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指令室 指令第1係 指令第2係</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指令室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>非常召集計画</u>に関すること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 課に課長及び課長補佐、室に室長及び室長補佐、係に係長を置く。</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、必要に応じて主任を置くことができる。</u></p> <p>3 課長等は、<u>消防司令長の者又は消防吏員以外の職員</u>をもつて充てる。</p>

3 課長補佐及び室長補佐（以下「課長補佐等」という。）並びに係長及び主任は、消防司令補以上の者をもつて充てる。

4 課長補佐及び室長補佐（以下「課長補佐等」という。）は、消防司令の者をもつて充てる。

5 係長及び主任は、消防司令補以上の者をもつて充てる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。